○農林水産省告示第二千七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県さぬき市寒川町神前字石井五の一・二七の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の二、二の四、五の一、五の二、五の一六、二九の一、三〇の一、字雨滝五五〇の一、五九一の一、五九五の一四、五九五の一六、五九五の一九、字奥六二五の一、六二五の二、六三一の一、六三三の三、字北野間二七八九の六・二七九一の八（以上二筆国有林）、二七八九の二、二七九〇、二七九一の三、二八一三の一、二八五三の一、二八五三の三、二八五三の五、二八五九の二、二八五九の三、二八六二の一、二八六二の四から二八六二の七まで、二八六三、二八六四の二、二八六五の二、二八六六から二八六九まで、二八七一、二八七四の一、二八七六から二八七八まで、二八八二、字鹿谷二八八三、二八九三の一、二八九八の一、二八九九の一、二八九九の四、二九〇五、三〇〇六の一、三〇一七、三〇三〇の一、三〇三一、三〇三三、三〇三四、三〇三六、三〇三八、三〇四六の一、三〇四六の二、三〇四六の四、三〇四七の一、三〇四八の一、字脇三五一五、三五二一、字中村三七三八の一、三七三九の五、三七六八、三七七〇、三八一〇の一、三八一〇の三、三八一二の一、三八一三の一、三八一八の一、三八二〇、三八二一、三八五〇の一、字寺尾四〇〇六の一、寒川町石田西字上山田二四〇一の三一から二四〇一の三三まで、二四〇一の五一、字道味四〇四三の一から四〇四三の六まで、寒川町石田東字本村甲七二七の二・甲七二七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、甲七二一の一、甲七二一の四、甲七二三の二、甲七二五、甲七二七の四、甲七二七の五、字御田神辺甲一五五四、甲一五六六、字蓑神甲一七三四の一、甲一七三四の二、甲一七三五の一、甲一七三五の二、甲一七三五の四、甲一七三七の一、甲一七三七の二、甲一七三九、甲一七四一の一、甲一七四一の三、甲一八〇〇の一、甲一八〇〇の二、甲一八〇〇の六、甲一八〇〇の七、甲一八〇二の一、甲二二五四の一、甲二二六四の一から甲二二六四の四まで、甲二二六五の一、甲二二六五の二、甲二二六六の一、甲二二六六の二、甲二二六六の五から甲二二六六の七まで、字極楽寺甲二五〇一の一（次の図に示す部分に限る。）、甲二三三三、甲二四〇六の一、甲二四〇六の二、甲二四二〇の一から甲二四二〇の四まで、甲二四二一の四、甲二四二一の七、甲二四二一の九、甲二四二一の二二から甲二四二一の二六まで、甲二四四七の一から甲二四四七の三まで、甲二四四八、甲二四五〇の一、甲二四五〇の二、甲二四五一の一、甲二四五三の一、甲二四五三の二、甲二五〇一の三、甲二五〇一の八、字下門入甲二五七三の一（次の図に示す部分に限る。）、甲二五一一の一、甲二五一一の二、甲二五一三、甲二五六一の九、甲二五六一の一〇、甲二五六一の一三から甲二五六一の一六まで、甲二五七三の一四、甲二六〇七の一、甲二六〇八の一、甲二六〇八の六、字池ノ内甲三四三〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石井五の一一・二七の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の二、二の四、五の一、五の一二、五の一六、二九の一、三〇の一、字雨滝五五〇の一、五九一の一、五九五の一四、五九五の一九、字奥六二五の一、六二五の二、六三一の一、六三三の三、字中村三七三八の一、三七三九の五、三七六八、三七七〇、三八一〇の三、三八一〇の一二、三八一三の一、三八一八の二、三八二〇、三八二一、三八五〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百六十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十七年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　裕

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ＶＡＬＴＲＡ　Ｔ８８８ＭＰ１	215011	中西商事株式会社
〃	ニューホランド　ＣＳ４４	215012	日本ニューホランド株式会社
〃	ニューホランド　ＣＳ４５	215013	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○経済産業省告示第二百六十八号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月十九日付けで次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月二十一日

経済産業大臣　林　幹雄

登録の区分	国内登録検査機関
乳幼児用ベッド	一般財団法人日本文化用品安全試験所 東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号
ライター	一般財団法人日本文化用品安全試験所 東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号

（参考）

一般財団法人日本文化用品安全試験所の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　東京事業所（東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号）

(2)　大阪事業所（大阪府東大阪市水走三丁目六番十四号）

○国土交通省告示第千二百十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第五回）及び事業計画の変更（第八回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年三月十三日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県流山市市野谷字入台、字後山、字宮尻、字二反田、字牛飼沢及び字牛飼並びに東初石六丁目の全部の区域並びに大畔字割内、字向山、字小坂及び字南割、三輪野山字諸下、西初石五丁目、西初石六丁目、市野谷字芋久保、字三嶋、字向山及び字立野、野々下一丁目、美田、東初石三丁目、東初石五丁目、十太夫、駒木並びに駒木字上駒木、字駒木橋上、字中橋上、字中溜上及び字堂台の各一部の区域